

発議第8号

臂曲地区採石跡地の速やかな緑化の実施に関する意見書の提出について

標記の議案を別紙のとおり、遊佐町議会会議規則第14条の規定により提出
します。

令和5年9月15日

遊佐町議会

議長 高橋冠治 殿

提出者	遊佐町議会議員	斎藤 弥志夫
賛成者	遊佐町議会議員	渋谷 敏
	同	菅原 和幸
	同	那須 正幸
	同	今野 博義

(別 紙)

臂曲地区採石跡地の速やかな緑化の実施に関する意見書

川越工業株式会社(以下、採石業者という)は、遊佐町吉出字臂曲2番351外で、岩石採取を行う事業認可申請を、平成25年7月23日に行いました。

申請に伴い、採石業者と遊佐町長は、同年11月29日に「遊佐町環境基本条例に基づく遊佐町内の岩石採取等に係る環境保全に関する協定書」を締結、その後に事業認可され、採石が行われた。

協定書には、事業施行上の責務として「景観の保全と災害防止を図るため、最終法面を形成しながら掘削し、速やかに緑化を行うこと」と明記されております。

しかし、採石跡地は速やかな緑化が行われていない現状にあります。

町民や関係者からは、採石業者に課せられている、採石跡地の速やかな緑化を望む意見が多く寄せられております。ついては、下記の事項について要請します。

記

採石跡地の速やかな緑化を行うことを、採石業者に指導することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月15日

遊佐町議会議長 高橋 冠治

山形県知事 殿

(別 紙)

臂曲地区採石跡地の速やかな緑化の実施に関する意見書

川越工業株式会社(以下、採石業者という)は、山形県知事に対し、遊佐町吉出字臂曲2番351外で、岩石採取を行う事業認可申請を、平成25年7月23日に行いました。

申請に伴い遊佐町長は、採石業者と同年11月29日に「遊佐町環境基本条例に基づく遊佐町内の岩石採取等に係る環境保全に関する協定書」(以下、協定書という)を締結しております。そのことを受け事業認可され、採石が行われた。

協定書には、事業施行上の責務として「景観の保全と災害防止を図るため、最終法面を形成しながら掘削し、速やかに緑化を行うこと」と明記されております。

しかし、採石跡地は速やかな緑化が行われていない現状にあります。

町民や関係者からは、採石業者に課せられている、採石跡地の速やかな緑化を望む意見が多く寄せられております。ついては、下記の事項について要請します。

記

協定書 第3条第3号で合意した採石跡地の速やかな緑化を、信義誠実の原則に従い実施することを、採石業者に対し要請することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月15日

遊佐町議会議長 高橋 冠治

遊佐町長 殿